物品更新票の項目追加について

1.消費税率の追加

2019年3月22日

ITS

物品更新票に以下項目を追加いたしますので、起票時にご記入ください。 運用開始時期は、2019年4月1日から開始します。

記

- 1.消費税率の追加
 - ・消費税 軽減税率制度対応のため、物品マスタに『消費税率』を追加します。

2019年4月から、新規登録する物品は、『消費税率』を必須とします

- ・各システムから物品更新票を印刷できるものについては、 2019年4月から印刷した更新票の様式が変わっております。
- ・印刷後、手書きにて「8% または10%」を必ず記入してください。

新規登録したい物品が、8%か?10%か?の判断基準については、各社の業務部・総務部に、ご確認・ご相談ください。

(各社の業務部・総務部に、税率判断基準資料を配布・情報展開してます)

以上